



MHAM Jリートアクティブファンド（隔月決算型）

愛称：Jインカム（隔月決算型）

追加型投信／国内／不動産投信

分配金に関するお知らせ

平素は、「MHAM Jリートアクティブファンド(隔月決算型)」(以下、「当ファンド」)をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。当ファンドは、第2期決算(2024年1月5日)において基準価額水準や市況動向等を勘案し、分配金を40円(1万口当たり、税引前)といたしました。

分配金実績(1万口当たり、税引前)

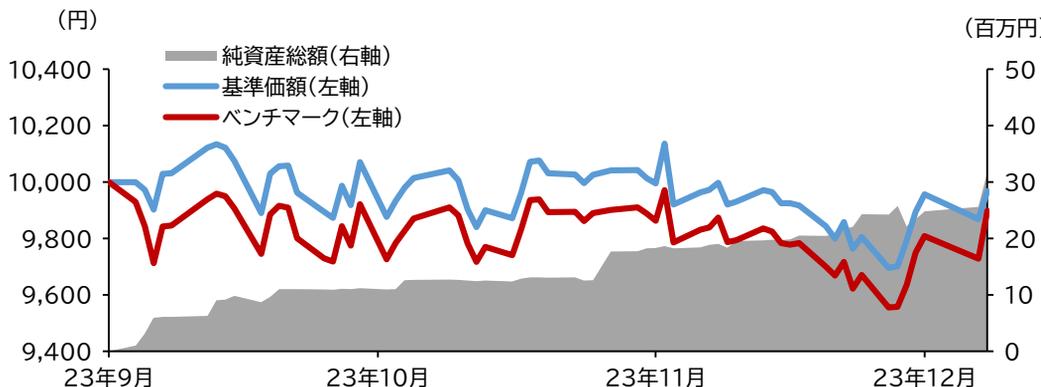
第1期(2023年11月6日)	第2期(2024年1月5日)	設定来累計分配金
—	40円	40円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※収益分配方針に基づき、第1期の決算は収益分配を行っておりません。

運用実績

基準価額
9,968円純資産総額
32百万円

※2024年1月5日時点

※期間：2023年9月29日(設定日前営業日)～2024年1月5日(日次)

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額、ベンチマークは設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※ベンチマークは東証REIT指数(配当込み)です。

騰落率

1ヵ月	3ヵ月	設定来
0.35%	-0.21%	0.08%

※基準日：2024年1月5日

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の情報および運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※6ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

わが国の金融商品取引所に上場(これに準じる場合を含みます。以下同じ。)している不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

- わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「リート」ということがあります。)を主要投資対象とします。
- 不動産市況およびリート個別銘柄の調査・分析に基づく銘柄選択により、付加価値の獲得を追求します。
 - 東証REIT指数(配当込み)[※]を運用上のベンチマークとします。
 - ※ 東証REIT指数とは、東京証券取引所に上場しているリート(REIT: 不動産投資信託)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数で、「配当込み指数」の算出にあたっては、配当金の権利落ちによる市場価格の調整が考慮されます。なお、2017年1月31日より、浮動株比率が考慮された指数となっています。
 - リートへの投資比率は、原則として高位を維持します。
 - 「国内リートマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。
 - 当ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度[※]が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 - 当ファンドが主要投資対象とする不動産投資信託証券には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
 - ※ 寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。
- リートの調査・分析においては、不動産業務に関する高度な専門性・ノウハウを有する「みずほ信託銀行」から提供される情報を活用します。[※]
 - みずほ信託銀行と投資助言契約を締結し、同社より提供される不動産市況およびリートが投資する個別不動産の調査・分析情報を銘柄選択に活用します。[※]
 - ※ 2024年2月20日付で、みずほ信託銀行との投資助言契約解除を予定しております。なお、この変更に伴い運用方針が変更されるものではありません。
- 原則として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各5日の決算時(休業日の場合は翌営業日)に収益の分配を行います。
 - 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
 - 第1期(2023年11月6日)の決算は収益分配を行いません。
 - 年6回の決算時(毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各5日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
 - 分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

【指数の著作権等】

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

ファンドの投資リスク （くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

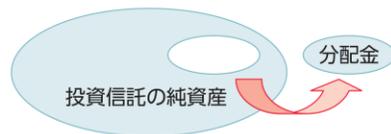
不動産投資 信託証券の 価格変動 リスク	当ファンドが投資するJリーートの市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。Jリーートの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、Jリーートの需給関係は、経済、不動産市況、金利、Jリーートの発行体の財務状況や収益状況、Jリーートの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。
流動性 リスク	規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。当ファンドが投資するJリーートの流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。
リートにより 支払われる 配当金の 変動リスク	リートから支払われるリーートの投資口1口当たりの配当金は、リーートの利益の増減などに伴ない変動し、その影響などによりファンドの分配金の水準も変動します。
金利変動 リスク	当ファンドが投資するJリートが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該Jリーートの利益を減少させることがあり、当ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは当ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。
信用 リスク	当ファンドが投資するJリーートの発行体が、借入金（債券の発行によるものを含みます。）の利息の支払いや元金の返済をあらかじめ決められた条件で行うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



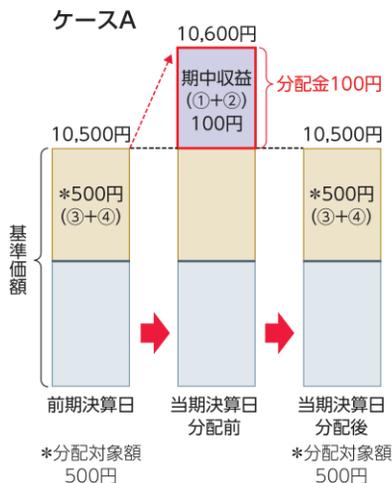
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

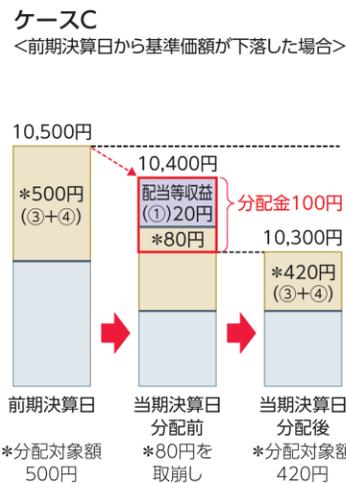
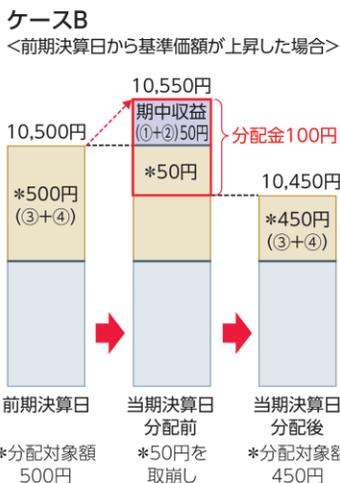
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



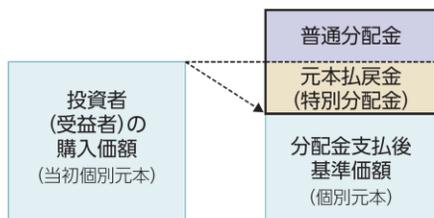
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

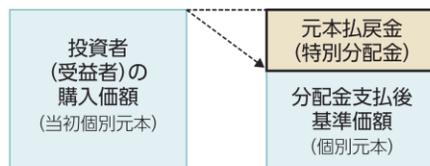
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

お申込みメモ (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2044年3月7日まで(2023年10月2日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ●信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ●純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※第1期(2023年11月6日)の決算は収益分配を行いません。 ※販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。なお、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

ファンドの費用 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

投資者が直接的に負担する費用	購入時手数料	購入価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 上限:2.2%(税抜2.0%)
	信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.1%(税抜1.0%)
	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 ・監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。
 ※上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示しておりません。

※6ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

投資信託に関する注意事項

- 投資信託は、預金・貯金ではありません。また、投資信託は、元本および利回りの保証がない商品です。
- 当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託の申し込みにあたっては、リスクや手数料等を含む商品内容が記載された重要情報シートならびに投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ゆうちょ銀行各店または投資信託取扱局の窓口での申し込みに際しては、重要情報シートならびに投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面を、書面交付または電子交付しております。インターネットでの申し込みに際しては、投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面を電子交付しております。
- 日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申し込みの媒介(金融商品仲介行為)を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡す投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に不動産投資信託証券(リート)等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 - ・預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ・購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ・投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
 <販売会社>株式会社ゆうちょ銀行

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター:0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページURL: <https://www.am-one.co.jp/>

お申込みは



設定・運用は



[登録金融機関(販売取扱会社)]
 株式会社ゆうちょ銀行
 関東財務局長(登金)第611号

[金融商品仲介業者]
 日本郵便株式会社
 関東財務局長(金仲)第325号

[金融商品取引業者]
 アセットマネジメントOne株式会社
 関東財務局長(金商)第324号

[加入協会]
 日本証券業協会

[加入協会]
 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

※郵便局(投資信託取扱局)の店頭では、販売・購入に係るお取り扱いを行っておりません。